

○こどもまんなか実行計画は、こども基本法に基づく**こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）**の下、全てのこども・若者が、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ウェルビーイングで生活を送ることができる「**こどもまんなか社会**」の実現をを目指し、各省庁の**こども施策約400施策を政府一丸となって推進する実行計画**。

○毎年改定し、関係府省庁の予算概算要求等に反映。これにより、継続的に施策の点検と見直しを図る。

○実行計画2025においては、小中高生の自殺者数、いじめ重大事態の発生件数、不登校児童生徒数、児童虐待相談対応件数が増加し、少子化に歯止めが掛かっていない現状等も踏まえ、以下の3つの領域に重点的に取り組む。

(1) 困難に直面するこども・若者への支援

(2) 未来を担うこども・若者へのより質の高い育ちの環境の提供と少子化対策の推進

(3) 「こどもまんなか」の基礎となる環境づくりの更なる推進

○各省庁は、上記に記載した重点的な3つの領域をはじめ、以下の各施策について、こども大綱に定める6本の柱の基本的な方針に基づき、横断的な視点を持って、速やかかつ着実に、政府一丸となって一体的に取り組む。

(※) 自殺者数は令和6年529人(前年比+16人)、いじめ重大事態の発生件数は令和5年度1,306件(前年比+387件)、不登校児童生徒数は令和5年度346,482人(前年比+47,434人)、児童虐待の相談対応件数は令和5年度約22.5万件。また、出生数は令和6年合計が686,061人(概数。前年比△41,227人)。

こども施策に関する重要事項

1 ライフステージを通した重要事項

(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

こども基本法やこどもの権利条約(※)に関する普及啓発、学校教育における人権教育の推進、相談救済機関の事例周知(子どもの権利擁護に関する調査研究)等

(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

体験活動の推進、教育を通じた男女共同参画の推進、子育て世帯等に関する住宅支援の実施等

(3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

プレコンセプションケアの推進、母子保健情報のデジタル化等

(4) こどもの貧困対策

教育の支援、生活の安定に資するための支援(子どもの生活支援の強化、ひとり親家庭に対する子育て・生活支援)、保護者の就労支援、経済的支援等

(5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援

地域の支援体制の強化・インクルージョンの推進

インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組等

(6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

こども家庭センターの整備、家庭支援事業の推進、児童相談所の体制強化(新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン)、里親等委託の推進、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換等

(7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

こどもの自殺対策緊急強化プランの推進、こどもの自殺の要因分析、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備、こども性暴力防止法の円滑な施行等の総合的な取組、非常災害対策、災害時における学びの確保等

(8) こどもの悩みを受け止める環境づくり等の推進

こども施策に関する重要事項

2 ライフステージ別の重要事項

(1) こどもの誕生前から幼児期まで

出産に関する支援等の更なる強化、産前産後の支援の充実と体制強化、妊婦のための支援給付、乳幼児健診等の推進、「保育政策の新たな方向性」に基づく取組の推進、「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた取組の推進、地域の身近な場を通じた支援の充実等（人口減少地域における保育機能の確保・強化、こども誰でも通園制度の推進）、幼児教育・保育の質の向上、特別な配慮を必要とするこどもへの支援、保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・待遇改善 等

(2) 学童期・思春期

学校における働き方改革や待遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進、居場所づくり、ライフデザイン支援、いじめ防止対策の強化、不登校のこどもへの支援体制の整備・強化、校則の見直し、体罰や不適切な指導の防止 等

(3) 青年期

高等教育の充実、若者への就職支援、若者による地域づくりの推進、「賃上げ」に向けた取組（三位一体の労働市場改革の着実な実施）、結婚支援 等

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

切れ目ない教育費の負担軽減、児童手当の拡充 等

(2) 地域子育て支援、家庭教育支援

地域のニーズに応じた様々な子育て支援の推進、一時預かり、ファミリー・サポート・センター、ベビーシッターに関する取組の推進 等

(3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

男性の育児休業取得支援等を通じた「共働き・共育て」の推進、柔軟な働き方の推進、長時間労働の是正 等

(4) ひとり親家庭への支援

親子交流の推進と養育費に関する相談支援や取決めの促進 等

こども施策を推進するために必要な事項

1 こども・若者の社会参画・意見反映

- ・「こども若者★いけんぷらす」の着実な実施
- ・こども・若者の各種審議会、懇談会等への登用
- ・地方公共団体へのファシリテーターの派遣等の支援
- ・多様な声を施策に反映させる工夫
- ・若者が主体となって活動する団体等との連携強化・取組促進 等

2 こども施策の共通の基盤となる取組

- ・「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM、各企業の取組に係る指標と開示との連携等について具体的な枠組みを検討
- ・こども・若者、子育て当事者に関する人材の確保・育成・支援
- ・地域における包括的な支援体制の構築・強化 等

3 施策の推進体制等

- ・国における推進体制、自治体こども計画の策定促進、安定的な財源の確保 等